き算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の方法

ア　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

ウ　技術評価点の算出方法　技術提案書の内容に応じ、下記㋐、㋑、㋒、㋓の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

㋐　配置予定技術者の経験及び能力

㋑　実施方針など

㋒　評価テーマに対する技術提案

㋓　技術提案の履行確実性　技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（㋐に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（㋓の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（㋑に係る評価点）＋（㋒に係る評価点）

エ　詳細は入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局開発監理部会計課調達係　電話011―709―2311（内線5247）　ファクシミリ011―726―2351

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、平成25年３月29日から平成25年６月５日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時15分まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、上記と同様の日時で交付するので、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記２⑴ア㋑に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている単体企業又は、上記２⑴ア㋑に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている単体企業のみで構成される設計共同体とする。

また、平成25年３月29日現在において、上記２⑴ア㋑に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業又は、上記２⑴ア㋑に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

⑷　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法　平成25年４月10日16時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成25年４月10日16時00分までに、上記４⑴の申込先へ、紙により持参又は書留郵便とすること。

⑸　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法　平成25年６月６日16時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成25年６月６日16時00分までに、上記４⑴の申込先へ、紙により持参又は書留郵便とすること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は書留郵便とすること。

ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成25年６月19日14時00分。

イ　紙により持参する場合の提出期限は、平成25年６月19日14時00分。提出先は、北海道開発局開発監理部会計課調達係。

ウ　郵送による入札書の受領期限は、平成25年６月19日14時00分。郵送先は、北海道開発局開発監理部会計課調達係。

開札は、平成25年６月20日９時30分北海道開発局入札公示室にて行う。

⑺　本業務に係る落札決定及び契約締結は、平成25年６月20日を予定しているが、予算成立が６月21日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　手続きにおける交渉の有無　無

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑺　技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

⑻　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Akito Hieda, Director of Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Tunnel inspection duties

⑷　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 10 April 2013 (by bringing, mail : 4 : 00 p.m. 10 April 2013)

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 p.m. 19 June 2013 (tenders brought with 2 : 00 p.m. 19 June 2013 or submitted by mail : 2 : 00 p.m. 19 June 2013)

⑹　Contact point for tender documentation : Shouji Takahashi, Procurement Section, Accounting Division, Hokkaido Regional Development Bureau, North 8, West 2, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5247

○開発会計第７号（№７）

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　橋梁診断業務(電子入札対象案件)

⑶　業務内容　北海道開発局管内の直轄国道に架設されている橋梁について診断を実施するものであり、具体的内容は次に示すとおりである。

ア　橋梁診断　当該年度予定する898橋の定期点検橋梁の診断を行う。

イ　橋梁管理カルテ　診断結果である対策区分判定について、「橋梁定期点検要領平成16年３月」様式１、10、11、への記載、橋梁管理カルテの更新を行う（定期点検898橋、第三者被害予防措置220橋、コンクリート橋の塩害に関する特定点検17橋）。

⑷～⑹　開発会計第６号の１⑷～⑹に同じ。

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア　開発会計第６号の２⑴アに同じ。

イ　設計共同体　アに掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年３月29日付け北海道開発局長）に示すところにより北海道開発局長から橋梁診断業務に係る設計共同体として競争参加者の資格の決定を受けているものであること。

⑵　開発会計第６号の２⑵に同じ。